# 令和5年第1回海部地区環境事務組合議会定例会会議録

令和5年2月21日海部地区環境事務組合議会定例会は、海部地区環境事務組合新開センター2階大会議室に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

1番	伊	藤	恵	子	2番	森	口	達	也
3番	真	野	和	久	4番	竹	村	仁	司
5番	佐	藤	高	清	6番	早	JII	公	_
7番	森		耕	治	8番	横	井	敏	夫
9番	松	本	英	隆	10番	吉	田	正	昭
11番	八	木	敏	_					

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

1番	伊	藤	恵	子	2番	森	口	達	也
3番	真	野	和	久	4番	竹	村	仁	司
5番	佐	藤	高	清	6番	早	Ш	公	_
7番	森		耕	治	8番	横	井	敏	夫
9番	松	本	英	隆	10番	吉	田	正	昭
11番	八	木	敏	_					

4 欠席議員は、次のとおりである。

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは、次のとおりである。

管理者	弥富市長	安	藤	正	明
副管理者	あま市長	村	上	浩	司
副管理者	津島市長	日	比	_	昭
副管理者	愛西市長	日	永	貴	章
副管理者	大治町長	村	上	昌	生
副管理者	蟹江町長	横	江	淳	<u> </u>
副管理者	飛島村長	加	藤	光	彦

副管理者弥富市副市長村瀬美樹事務局長渡辺和宏総務課長兼出納室長大木孝介八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長八神正宏新開センター所長兼上野センター所長大森雅勝八穂クリーンセンター所長代理杉浦典秋

6 職務のため会議に出席したものは、次のとおりである。

総務課係長兼出納室係長

藤田充裕

7 会議事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 海部地区環境事務組合個人情報の保護に関する法

律施行条例の制定について

日程第4 議案第2号 海部地区環境事務組合情報公開·個人情報保護審

査会条例の制定について

日程第5 議案第3号 海部地区環境事務組合職員の高齢者部分休業に関

する条例の制定について

日程第6 議案第4号 令和4年度海部地区環境事務組合一般会計補正予

算(第4号)について

日程第7 議案第5号 令和5年度海部地区環境事務組合一般会計予算に

ついて

日程第8 一般質問について

日程第9 諸般の報告について

8 審議内容

(午後 2時26分 開会)

#### 〇議 長

皆さんおそろいであります。

本日は御多忙中のところ御参集くださいまして、誠にありがとうございます。 本日の出席議員は11名でございますので、定足数に達しております。

ただいまから、令和5年第1回海部地区環境事務組合議会定例会を開催します。

この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

# 〇管理者(弥富市長)

皆様、こんにちは。

本日は、令和5年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には 大変お忙しいところ御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本日予定しております案件は、条例制定3件、令和4年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算(第4号)について及び令和5年度海部地区環境事務組合一般会計予算についてでございます。

十分な御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 〇議 長

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

また、事前に配付しました資料と本日配付資料の確認を事務局からさせます。

### 〇総務課長兼出納室長

それでは、配付させていただきました資料につきまして確認をさせていただきます。

事前配付としまして、議案第1号「海部地区環境事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、議案第2号「海部地区環境事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」、議案第3号「海部地区環境事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」、議案第4号「令和4年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算(第4号)について」、議案第5号「令和5年度海部地区環境事務組合一般会計予算について」及び予算編成に係るごみ処理等の推移について及びし尿処理量等の推移についてと経過報告です。

本日議席に御配付しましたのは、議事日程、質問通告書、令和5年度海部地 区環境事務組合議会等日程表及び2月17日の議案説明会のときに請求がありま した主な薬剤単価の推移等です。

お手元にお持ちでない方は、お手を挙げていただきましたら職員がお配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 〇議 長

全員お持ちであることが確認されました。

直ちに議事日程の順序に従い、会議を進めます。

なお、組合議会会議規則により、質疑は同一議員につき、同一議題について 簡潔・明瞭に3回までとさせていただきますのでよろしくお願いします。また、 質疑に当たっては自己の意見を述べないようよろしくお願いします。

日程第1、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、9番 松本英隆さん、10番 吉田正昭さんを指名します。

次に、日程第2、「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

続きまして、日程第3、議案第1号「海部地区環境事務組合個人情報の保護 に関する法律施行条例の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

### 〇総務課長兼出納室長

議案第1号「海部地区環境事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」提案理由を申し上げます。

提出させていただきました議案は、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、開示請求等に係る手数料、そのほか必要な事項について定めるものです。

内容については、議案末尾の要綱にて御説明させていただきます。

改正内容としまして、1、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるもの、2、開示請求に係る手数料及び写しの作成等に要する費用について定めるもの、3、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要であると認めるときは、審査会へ諮問することができることとするもの、4、この条例に定めるもののほか、法またはこの条例の施行に関し必要な事項について委任するものです。

施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。 以上で提案説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇議 長

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

#### 〇3番(真野和久君)

今回、法律施行条例という形で提案がされたわけですけれども、これまで環境事務組合として個人情報保護条例があったかどうかという確認と、それからこれまで個人情報の保護に関してどういった形の配慮をしてきたのか。また、環境事務組合として保護すべき個人情報というのはどんなものがあるのかについてお尋ねします。

#### 〇総務課長兼出納室長

これまでの個人情報保護の条例についてでございますが、これまではございません。

ここまでの対応といたしましては、情報公開条例に倣いまして実施をしてきております。

個人情報として想定されるものでございますが、外部情報としましてはごみ搬入時の個人情報、講師の情報、取引先の個人情報など、そういったものを想定しております。内部の情報としましては、職員などの情報でございます。以上です。

### 〇3番(真野和久君)

これまで情報公開条例で対応してきたということですけれども、これまでそうした形の中で個人情報に関するような、例えば申請とか、そうしたようなことは今までありましたか。

### 〇総務課長兼出納室長

これまで請求された中で、個人情報に係る請求はございません。

# 〇3番(真野和久君)

今回、いわゆる個人情報の保護に関する法律の施行条例という形で、中身、 内容、個人情報の保護に関わる内容が基本的に法で定められているという形に なっていますが、この間のこうした職員の情報等について、国とのやり取りの 中でどうしたことを、こうした情報がやり取りされることはあるのかどうかと いうことについてお尋ねしたい。

### 〇総務課長兼出納室長

組合として出す情報としては、特に想定はしておりません。

#### 〇1番(伊藤恵子君)

それでは、法律施行条例ということで、これまで情報公開条例がなかったということなんですが、趣旨として個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)ということなんですけど、今回、大幅な法の改定があったということで、各地方公共団体もつくりなさいということでつくられたかと思うんですけど、それでよいのか。

それで、第4条の審査会への諮問という記述があるんですけど、「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」といって、下記の(1)(2)(3)の条例の改廃の立案をしようとするときとか、法第66条というのがちょっと分かりにくいんですけど、個人情報保護審査会に諮問できることだといっているのはこの3つしかないのかどうかというのですね。

条例の改廃の立案をしようとする場合しかないのか、66条といいますと安全管理措置なんですね。国の法律では、審査会は開示決定など訂正決定と利用停止決定等、また開示請求、訂正、こういったことがあったときに、不作為にし

て審査請求があったときに審査請求できると書いてあるんですけど、この第4 条をちょっと、説明をもう少し詳しくしていただけますか、第4条の。

### 〇総務課長兼出納室長

条例4条に規定のとおり、条例の改廃に関すること、安全管理措置の基準に関すること、運用の基準に関することについて、専門的な知見に基づく意見を聴くことができるものとするというものでございます。法に書いてあること以外のことができるとするものでございます。

# 〇1番(伊藤恵子君)

審査会への諮問として、審査会へ諮問できる条項として、この(1)(2)(3)しかないのですか。

### 〇総務課長兼出納室長

法律に記載されていることはできるものでございます。

### 〇1番(伊藤恵子君)

国の法律の審査会への諮問というのは105条に書かれているんですけど、ここの66条は安全管理措置のことで書いてあるのであって、ちょっと私これがよく分からないのでもう少し詳しく説明していただきたいのと、もう3回目になってしまったのでもう一つ、簡単な施行条例なんですけど、国の法律を全面的に施行する上で、この環境事務組合が施行するべきところだけを施行条例としたということで確認していいのか。

それともう一つは、第5条の「この条例に定めるもののほか、法又は条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める」となっているんですね。この条例に定めるほかは管理者が決めてしまって、議会にもかけずどこにもかけず管理者が定めるという条項というのはどうなのかと思うんですけど、この条例に定めるもののほかというのはどういったことを指しているのか教えていただきたいんですけど。

### 〇事務局長

管理者が委任することについては、法律でも条例でも書かれていなくて、開 示請求に関する様式だとか、そういうことを意味します。

[「進めてくださいよ、議長」と呼ぶ者あり]

#### 〇議 長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑も尽きたようでありますから、これをもって質疑を終結します。 これより討論を行います。

討論はありませんか。

## 〇1番(伊藤恵子君)

海部地区環境事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例に反対の立場で 討論をいたします。

個人保護に関する条例は、今回、国が大幅に改定をしまして、それまでは各地方、また地方公共団体、それから民間、こういったところがそれぞれ個人情報保護条例を持ってそれぞれの個人情報を保護する立場で、国よりもかなりきついような保護の条例がありましたものを個人情報保護の一本化、一元化ということで、2,000個ぐらいあった条例を一元化するという下でつくられた条例です。

それについては、ここに関係するのでいうと匿名加工公開条例というか、何かの情報を匿名であれば民間に、個人に、その本人に許可なく公開することができるということで、先ほどもどういうものがあるかと言いましたけど、例えば建設反対の運動ですとか、そういう地域の運動の人たちを匿名加工すれば情報公開してもいいよという国の法律になっておりまして、非常に個人情報の問われておるところで危険なものであります。

各自治体でもそういう討論をして、私どもも反対をしましたので、今回、国 の個人情報保護法にのっとった施行条例の策定には反対をいたします。

# 〇議 長

他に討論はありませんか。

# 〇8番(横井敏夫君)

議案第1号「海部地区環境事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例について」、 替成の立場で討論をいたします。

この法律は、確かに上位法令により各機関がそれぞれ個人情報の保護をということで定める条例であるかと思います。

いろいろな意味で情報というのが、我が国においては諸外国に比べてデジタルトランスフォーメーションの遅れから非常に情報の扱いが難しくなっているんです。その部分について、国の流れの中で行政を正しく、かつスピーディーに行っていくためにいろいろなことをしなければならないんですが、この中でこういった各組織で保護条例を持つということは非常に大切なことだと考え、賛成いたします。以上です。

#### 〇議 長

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論も尽きたようでありますから、これをもって討論を終結します。 これより採決します。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。 続きまして、日程第4、議案第2号「海部地区環境事務組合情報公開・個人 情報保護審査会条例の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

### 〇総務課長兼出納室長

議案第2号「海部地区環境事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制 定について」提案理由を申し上げます。

提出させていただきました議案は、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、個人情報保護等に関する審査会を定め、関係条例を整備するものです。

内容につきましては、議案末尾の要綱にて御説明させていただきます。

内容といたしまして、1、情報公開及び個人情報保護制度に関する審査会の設置等に関し必要な事項を定めるもの、2、審査会の運営事項に関し定めるもの、3、審査会が行う審査請求に関する手続等について定めるもの、4、審査会の行う調査審議の手続は非公開とするもの、5、諮問に対する答申について、写しの送付及び公表することを定めるもの、6、組合の機関または組合の機関以外の者に対し、資料の提出等必要な協力を求めることができることとするもの、7、この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項について委任するものです。

施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものとし、この条例の施行に伴い、字句の整理及び経過措置を設けるものです。

以上で提案説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 〇議 長

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

### 〇3番(真野和久君)

今回これ情報公開条例の審査会と個人情報保護審査会、一緒にやるということだと思うんですけれども、現在、この審査会委員は第4条で5人以内となっていますが、今現在の人数と、それからあとどんな方が委員になっているのか、教えてください。

#### 〇総務課長兼出納室長

情報公開委員につきましては3名でございます。

想定している委員でございますが、弁護士などの学識経験者を想定しております。以上です。

#### 〇3番(真野和久君)

基本的に任期2年ということですが、現状でいくと、これ今の説明でいうと

この3人に関しては公開とかの請求があった場合に任命して運用しているんですか、それとも事前にちゃんと最初からやっていますか。

### 〇総務課長兼出納室長

事前に任命いたしまして、辞令も交付しております。

### 〇3番(真野和久君)

それであれば、さっきの説明だと3人というのの今までは弁護士さんが何人でと、ほかにどんな資格の人がいるのかというのをちょっと明確にしてもらえませんか。

### 〇総務課長兼出納室長

1人が顧問弁護士でございます。もう1人は産業医でございます。もう1人は大学の教授でございます。以上でございます。

# 〇議 長

ほかに。

## 〇1番(伊藤恵子君)

今、これまである情報公開条例と個人情報保護審査会条例というのを一緒にしたということで、この中にも情報公開条例の一部改正とあるんですけど、この表題を見ると条例の制定のようになっていて、これは今ある情報公開条例の改正なのか、この情報公開条例と個人情報保護審査会条例というのを合わせた新しい条例なのか、改正なのか新しくつくる条例なのか、教えてください。

### 〇総務課長兼出納室長

この条例は新しくつくる条例でございます。

#### 〇 1 番 (伊藤恵子君)

この途中で一部改正というふうにあるんですけど、これは改正じゃなくて、 こちらの条例を廃止しないと新しい条例にならないと思うんですけど、その辺 の整合性について教えてください。

### 〇事務局長

まず今回制定するのは審査会の条例で、後ろのほうの附則で書いてあるのは情報公開の条例の一部、それに伴って一部改正ということでございます。制定することに伴う語句の修正だとか、そういう改正を附則で定めているものでございます。

審査会の条例と情報公開条例はちょっと違います。

#### 〇 1 番 (伊藤恵子君)

一番最初の表題に、海部地区環境事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例として新しくつくって、なおかつ今までの海部地区事務組合情報公開条例は 改正するということで捉えていいですか。

# 〇事務局長

情報公開・個人情報審査会という審査会の条例を制定して、情報公開条例のほうは一部改正ということでございます。

# 〇1番(伊藤恵子君)

ですから、両方あるということで考えていいんですか。両方、2つあるということですか。

### 〇事務局長

両方とも。廃止はしません。はい。

# 〇議 長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑も尽きたようでありますから、これをもって質疑を終結します。 これより討論を行います。

討論はありませんか。

# 〇1番(伊藤恵子君)

賛成はしておるんですけれども、実はこの……。

[「ちょっと待って。賛成するの」と呼ぶ者あり]

賛成します。

# 〇6番(早川公二君)

だったら討論しなくていいじゃん。議長、そんなん討論させなくていいでしょう、反対がないんだったら。反対するの、誰か。反対しないでしょう。みんな賛成なんでしょう。だったらもうさせなくていいじゃない。

#### 〇議 長

御静粛に。

# 〇6番(早川公二君)

何でするのよ。この間も話し合ったけれども。

### 〇議 長

御静粛に。

#### 〇6番(早川公二君)

だって、誰とそんな討論するの。

#### 〇議 長

御静粛にお願いします。

#### 〇6番(早川公二君)

相手いるの、討論する相手。なしでしょうが、普通は。議長、こんなのなしだ。

#### 〇議 長

御静粛に。

### 〇6番(早川公二君)

おかしいでしょうが。何でするかな、訳分からん。誰に向かってしゃべって おるんだ、その討論は。

### 〇1番(伊藤恵子君)

個人情報の保護の取扱いを一元化の改正で構築する条例であるわけであります。

### 〇6番(早川公二君)

分かっておるわ、そんなことは。だから賛成するんだ。

### 〇1番(伊藤恵子君)

行政機関関係……。

### 〇6番(早川公二君)

言われんでも分かっておる、そんなこと。だから賛成するんだ、俺らは。

### 〇議 長

早川議員、御静粛に。

### 〇6番(早川公二君)

おかしいでしょう、議長。この間言っておって。

### 〇1番(伊藤恵子君)

この条例には反対しているんです、私は。個人情報の保護条例には反対したんですけど、これまでの審査委員会が、国の権限が強くなって、これまで審査会で審査してきたものが国の判断と整合性が合わなくなっている危険性があるという指摘があるんですね。ですから、地方の判断がこの決定に、判断が及ぶように特に必要と認める場合は開示決定等の当否について行政機関に対して勧告を得るというのが適当ではないかと思っているわけです。

国に対してもしっかりと意見の言えるような審査会にしていただきたいと思いますので、その意見を述べて賛成といたします。

### 〇議 長

ほかに討論ありませんか。

#### [挙手する者なし]

討論も尽きたようでありますから、これをもって討論を終結します。 これより採決します。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### 〔賛成者举手〕

[「みんな賛成だがね」と呼ぶ者あり]

挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。 続きまして、日程第5、議案第3号「海部地区環境事務組合職員の高齢者部 分休業に関する条例の制定について」を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。

#### 〇総務課長兼出納室長

議案第3号「海部地区環境事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制 定について」提案理由を申し上げます。

提出させていただきました議案は、職員の定年引上げを踏まえ、高年齢の職員の働き方の多様化に資するため、地方公務員法の規定に基づき高齢者部分休業に関する事項を定めるものです。

内容については、議案末尾の要綱にて御説明をさせていただきます。

内容としましては、1、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるもの、2、高齢者部分休業の対象となる勤務時間の範囲及び年齢並びに休業中の給与等の取扱いについて定めるもの、3、休業の取消し並びに休業時間の短縮及び延長ができることとするもの、4、この条例で定めるもののほか、高齢者部分休業の実施に関し必要な事項について委任するものです。

施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。 以上で提案説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

### 〇議 長

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

#### 〇1番(伊藤恵子君)

定年延長に対するいろんな施策だと思うんですけれども、休業するということは退職を延長して休業を取るということなんですけど、この時間数が足りなくなる部分に対しては措置、代替職員をつけられるのかどうか。普通の育休、介護休と同じように代替職員の手当は取れるんでしょうか。

## 〇総務課長兼出納室長

代替の手当の前に、要件としまして公務の運営に支障がないと認めるときに、 こちらのほう許可をさせていただくものになります。

#### 〇1番(伊藤恵子君)

そういう職務に、短時間でもできる職務、休業してもできる職務に就いているということでいいですか。そういう雇用の仕方ということなんですか。

#### 〇総務課長兼出納室長

雇用の仕方というよりは、仕事の運営の状態に支障がない場合に認めるというものになります。

#### 〇1番(伊藤恵子君)

理解できないんですけど、雇用、定年延長します。その仕事がありますよね。 業務に支障がなければ休んでもいいけど、業務に支障があったらこの部分休業 が取れないということになるんですかね。

### 〇総務課長兼出納室長

あくまで支障のない範囲となりますので、申請されたもの全体100%を認めるというんではなく、部分的に50%認めるとか、そういったやり方もあるのではないかというふうに考えております。

# 〇議 長

ほかに。

### 〇3番(真野和久君)

今回、部分休業という形で1週間当たりの2分の1を超えない範囲でということになっていますが、これは例えば、いわゆる部分休業を1週間、2週間、または1か月とか、そういう形で申請をして認められていくようなものなのかということが1つと、それから、例えば介護休暇のような形の、部分的に介護によって休むような形の場合の手当との関係とかというのは、どういう形で区分けするのかということについて教えてください。

### 〇総務課長兼出納室長

申請につきましてはあらかじめ申請をしていただく形になりますけれども、 給与については部分休業の給与という形で3条に規定されておりますとおり、 休んだ時間を減じて給与を支給するという形になります。

# 〇3番(真野和久君)

例えばどのぐらいの長さで許可ができるのかということとか、それからもう一度、全然質問に答えてもらっていないんですけれども、例えば介護休業とかというのがありますね。介護で早退するとか、そういったことを含めて、その場合の介護手当等もあると思うんですけど、そうしたこととの区別とかというのはどういう形でやっていくのかなというのはどうなんでしょう。

#### 〇総務課長兼出納室長

期間については、一応定年退職までの制度でありますので、定年退職まで休業は可能というふうに考えております。

#### 〇議 長

ほかにありませんか。

#### 〇3番(真野和久君)

答えてないじゃないですか、議長。

# 〇議 長

最後。

#### 〇3番(真野和久君)

最後というよりは、同じ質問をしていて全然回答になっていないので、そこ はそこでちゃんと回答してください。

### 〇総務課長兼出納室長

介護休暇とこちらの高齢者部分休業について、その申請者に委ねられるもの になりますので、使い分けという形ではなく申請者側の判断でしていただく形 になります。

#### 〇議 長

ほかにありませんか。

#### [挙手する者なし]

質疑も尽きたようでありますから、これをもって質疑を終結します。 これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論もないようでありますから、これをもって討論を終結します。 これより採決します。

議案第3号を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。 続きまして、日程第6、議案第4号「令和4年度海部地区環境事務組合一般 会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

#### 〇総務課長兼出納室長

議案第4号「令和4年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算(第4号) について」につきまして御説明をさせていただきます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ635万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5,464万7,000円とするものでございます。

8、9ページをお願いします。

詳細につきましては、歳出から御説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2,496万8,000円の増額です。3節職員手当等の増額は退職者が増えたことによるもの、12節委託料の減額は契約差額によるもの、24節積立金の増額は財政調整基金に積み立てるものです。

3款処理場費、1項ごみ処理費、1目運営費、補正額1,196万5,000円の減額です。2節給料から4節共済費の減額は人事異動によるもの、14節工事請負費の減額は契約差額によるものです。

3款処理場費、2項し尿処理費、1目運営費、補正額493万2,000円の減額です。2節給料及び4節共済費の減額は人事異動によるもの、10節需用費280万

円の減額は国の激変緩和措置に伴い燃料調整単価が下がったことによるもの、 14節工事請負費55万円の減額は契約差額によるものです。

3款処理場費、3項最終処分場費、1目運営費、補正額1,053万2,000円の減額です。12節委託料の減額のうち、焼却残渣運搬処理委託料1,000万円の減額は焼却残渣発生量減によるもの、草刈り業務委託料53万2,000円の減額は業務内容の見直しによる減です。

10、11ページをお願いします。

3款処理場費、5項環境対策室費、1目運営費、補正額389万6,000円の減額です。2節給料から4節共済費の減額は人事異動によるものです。

6、7ページに戻っていただきたいと思います。

歳入について御説明をさせていただきます。

2款使用料及び手数料、2項手数料、1目ごみ処理手数料300万円の減額は、 事業系一般廃棄物ごみ搬入量の減によるものです。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金4万6,000円の増額は金利が上がったことによるものです。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入274万7,000円の増額は、八穂クリーンセンター鉄塔敷地を売却したことによるものです。

5 款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億815万円の減額は、歳入額の増等により基金を取り崩す必要がなくなったことによるものです。

7款諸収入、1項雑入、3目資源物売却収入600万円の増額は鉄などの売却 単価が上がったことによるものです。4目電力売却収入9,600万円の増額は売 電価格の増によるものです。

次に、2ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の追加及び変更でございます。

まず追加でございます。

3款処理場費、1項ごみ処理費、No.2機器冷却水冷却塔修繕325万6,000円は、納入部品である電動機が、社会情勢の影響に伴う製造遅延により年度内での修繕が完了しないことが判明したため予算の繰越しをするものです。

次に、3款処理場費、2項し尿処理費、インバータ更新工事572万円は、社会情勢の影響に伴い工事に必要となるインバータの調達に時間を要することとなり、年度内での施工ができないことが判明したため予算の繰越しをするものです。

次に、変更でございます。

3款処理場費、2項し尿処理費、膜分離装置回転平膜取替え工事は契約差額によるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

### 〇議 長

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

# 〇1番(伊藤恵子君)

8、9ページの総務費で、退職者が増ということなんですけど、何歳ぐらい の方が退職して、何年で退職されたのか、教えてください。

### 〇総務課長兼出納室長

退職者は2名でございますが、1名が20代、1名は30代でございます。在職期間が5年間と3年間でございます。

## 〇議 長

ほかにありませんか。

# [挙手する者なし]

質疑も尽きたようでありますから、これをもって質疑を終結します。 これより討論を行います。

討論はありませんか。

# [挙手する者なし]

討論もないようでありますから、これをもって討論を終結します。 これより採決します。

議案第4号を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者举手]

挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。 続きまして、日程第7、議案第5号「令和5年度海部地区環境事務組合一般 会計予算について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

### 〇総務課長兼出納室長

議案第5号「令和5年度海部地区環境事務組合一般会計予算」につきまして、 御説明をさせていただきます。

令和5年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額を28億8,989万9,000円、前年度と比較しますと2億8,223万2,000円の増で、率にしまして10.8%の増となっております。

詳細につきましては、2月17日の議案説明会で説明させていただきましたので、省略させていただきたいと思います。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

### 〇議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

### 〇3番(真野和久君)

予算書でいうと18、19ページのところのし尿処理費に関するものですが、14節の工事請負費でこれ膜分離装置回転平膜更新工事という形で4,400万円ありますね。これについて、今回継続でとか繰越明許費等で平膜関係の工事が入っているわけですけれども、この違いというのはどういうものかというのを説明してもらえますか。

### 〇新開センター所長兼上野センター所長

昨年の回転平膜の工事はUF2回転平膜更新工事でありまして、来年度行う 膜分離装置回転平膜更新工事はUF1、1段目の回転平膜の工事になります。

### 〇3番(真野和久君)

1段目、2段目のちょっと説明だけ、簡単でいいですので。

# 〇新開センター所長兼上野センター所長

まず1段目のUF1回転平膜は生物処理後の固液分離を行うもので、2段目のUF2膜分離装置というものは、処理した水をキレート剤などを注入して水の中の汚れを除去する機械です。

# 〇3番(真野和久君)

結局、UF1の第1段階のところでいろんなものを抜き取って、一定きれいになったものをUF2の中でさらに中身をきれいにしていくという仕組みなんだね。いいでしょうか。

議案説明会のときにもお願いしたんですけれども、委託料に関しての詳細とかというのについては今回は難しかったみたいですけれども、そうしたものを出してもらうということはできないんでしょうか。

#### 〇総務課長兼出納室長

今回、需用費の薬剤のほうで提出させていただいたものと同様に、委託料の ほうでも検討は進めていきたいと思います。

#### 〇3番(真野和久君)

お願いします。

# 〇議 長

ほかにありませんか。

#### 〇 1 番 (伊藤恵子君)

令和5年度で市町村負担金が少し上がったと、それぞれ。上がった原因について説明を受けたんですけど、この薬剤の値上がりとか光熱水費の値上がりというのはちょっとしようがない部分があると思うんですが、各修繕とか工事費ですね。そういうものというのは一通り大きな基幹工事は終わったんですけど、

今後の見通しとしてこの辺は、それはコンベヤーの修繕等需用費の増ということで各コンベヤーが老朽化してきたということで言われているんですけど、この辺りはこの後も続いていく見通しなのか。物価の高騰というのはちょっと見通しが判断し切れないところなんですけど、機械の修繕については見通しがつくと思うんですが、どうでしょうか。

### 〇八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

修繕料等の増額でございますが、交換部品の増を予定して算出をしております。また、鋼材や電機部品の単価等も上昇しており、今後も高水準で推移していくと考えております。

### 〇事務局長

あと追加でございますが、やはり老朽化しておりまして、基幹改良工事をやったとはいえ、それ以外の機械もありますので、これからも修繕工事というのは金額はかかってくると想定をしております。

# 〇1番(伊藤恵子君)

最後のほうのページに職員数というのが、一般職で昨年と同様か、先ほど2 人早期退職者が出たということなんですけど、令和5年度の新規採用数という のは何人かということと、辞められた方の補充というか、そういうところはど のように考えられているのか、教えてください。

### 〇総務課長兼出納室長

令和5年の採用予定としましては3名を予定しております。

普通退職された方の補充についてでございますが、こちらも併せて計画して いきたいというふうに考えております。

#### 〇議 長

ほかにありませんか。

# [挙手する者なし]

質疑も尽きたようでありますから、これをもって質疑を終結します。 これより討論を行います。

反対討論の方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

次に賛成の方の発言を許します。

[「反対がなかったら採決にいけばいいじゃん、もう」と呼ぶ者あり]

#### 〇3番(真野和久君)

基本的に、令和5年度の予算に関しては必要なものとして認めています。

ただ先ほども申しましたけれども、やはり様々な整備委託料等については中 身をしっかりとお知らせいただきたいと思いますので、そうした資料を充実さ せていただきたいのと、それからこの間突然壊れて改修をしなきゃいけない部 分というのが結構出てきているように思います。そうしたことに関しては、今回も繰越明許が幾つかありますけれども、やはり世界情勢の中での機材の調達等の時間もかかっているので、早めの交換及び点検をしっかりとやってもらうよう対応してもらうことを要望しまして賛成といたします。

### 〇議 長

他に討論はありませんか。

### [挙手する者なし]

討論も尽きたようでありますから、これをもって討論を終結します。 これより採決します。

議案第5号を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

## [賛成者举手]

挙手全員であります。よって、議案第5号「令和5年度海部地区環境事務組合一般会計予算について」は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第8、「一般質問について」を行います。

質問方式は一括質問、質疑は一括質問を含めて3回まで、持ち時間は答弁の時間を含めてお一人15分までとします。お手元の配付のとおり進めさせていただきます。

順番に発言を許します。

# 〇1番(伊藤恵子君)

それでは、議長のお許しを受けまして一般質問をさせていただきます。

今回は海部地区環境事務組合中長期計画ということで、令和元年から始まりまして10年間、令和5年がちょうど中間地点に当たりますので、それについての質問をさせていただきます。

この中期計画の中でごみの搬入物を、ごみ等の資料ですね。予測というのが 図表で書かれていますけれども、この図表、大体同レベルで見ているんですが、 この推移について、今中間地点でどのようになっているのか、教えてください。 そして、組織体制の見直しもここに書かれておりまして、民間委託、アウト ソーシングをしていくと。5年後、10年後の2段階で体制をしていくというこ となんですが、このアウトソーシングの計画についてはどのように推移してい くのか、教えていただきたいと思います。

まず最初、1件目はそれでお願いします。

#### 〇総務課長兼出納室長

ごみ量等の予測とこれまでの推移でございますが、ごみ搬入量全体は緩やかに減少していくと想定しておりましたが、令和元年度にごみ搬入量が増え、令和3年度の計画と実績の差は約4,420トンの増となっております。

増の主なごみ種でございますが、事業系ごみでございます。粗大ごみや不燃

ごみも増えまして、新型コロナウイルスの外出自粛による片づけが影響したものと考えております。可燃ごみはほぼ横ばいで推移しております。

今後の予測としましては、人口減、分別資源化により減少していくものと想 定しております。

続きまして、し尿及び浄化槽汚泥の予測と推移でございます。

し尿の搬入量につきましては、おおむね予想どおりに減少傾向でございます。 浄化槽汚泥の搬入量につきましては令和2年度から増加傾向となっておりまし たが、令和5年1月末現在はおおむね予測値どおりとなっております。

今後の予測としましては、し尿については減少傾向、浄化槽汚泥については 横ばいで推移するものと想定しております。

組織体制の見直しと進捗についてでございます。

アウトソーシング計画についてでございますが、今後のアウトソーシング計画は令和5年度から予定しておりました上野センターの運転業務の委託を1年間据え置きまして、令和6年度から新開センター、上野センターの運転業務を併せて委託することを検討しております。以上でございます。

#### 〇1番(伊藤恵子君)

今のアウトソーシング、6年度から委託をしていきたいということなんですけど、ここにも書かれております。極めて、ごみ行政は公共性の高い事業でありますので、安定運営が損なわれることのないように注意が必要と書かれております。

人員管理について、先ほど来補正とか新年度予算のときにもお聞きしましたので、現在の人員がこの中長期計画の中で計画とどのようになっているのか。 過去のは要りませんので、令和4年、5年についてお答えいただきたいと思う んですけど、その人員がごみの業務量についてだんだん減っている職員さんの 中で業務に対しての人員配置はどうなのかということをお伺いしたいと思います。

それで、先ほどの20代、30代の方が途中退職されたということで、今後定年延長も始まりますとなかなか若手の育成というか、専門的な知識とか、そういうものの向上がつながっていかないという危険性が出てくるのではないかと思うので、この知識や技術の継承についてどのように人材を育成していくのか、そういった取組についてもお答えください。

それと、官民の先ほどのアウトソーシングになったけれども、この事務が連携が取れないと大変なことになりますので、役割分担とか責任の確保、効率性についてもどのようにお考えかお聞かせください。

そして、海部地区環境事務組合にとっては構成市町との連携というのが非常 に重要だと思うんですね。こういう市町村との職員交流、こういったものもこ こに掲げられておりますけれども、現在どのように交流というか意見を収集しているのか、このことについてもお答えください。

### 〇総務課長兼出納室長

人員管理についてでございます。

現在の令和4年度の状況といたしまして、職員、再任用を合わせまして44名となっております。計画では、職員、再任用合わせまして47名でございます。

業務量についてでございますけれども、令和3年度に八穂クリーンセンター の基幹的設備改良工事が完了しておりますが、特に大きな変動はございません。 若手などの退職状況でございますが、若手につきましては採用後、令和元年 度から現在までの退職者については3名でございます。

知識、技術の継承などについてでございますが、経験豊富な高年齢の職員に施設操業のサポートをしていただくのに併せまして、ノウハウなどの技術継承をしてもらっております。また、事務文書の作成などについても助言などをしてもらっております。

専門的知識や資質向上の取組につきましては、必要に応じて労働基準協会や 日本環境衛生センターなどの専門講習などを受講するほか、愛知県市町村振興 協会の研修センターの研修を必要に応じて受講しております。

官民の役割分担と責任についてでございます。

ごみ処理施設の運転管理には、資格者の確保、高度な運転技術やノウハウが必要で、熟年技術者の養成には時間を要するため、そういった部分で役割分担を進め業務委託を行っております。業務委託には、業務が仕様書どおり進められているか管理する必要がございますので、管理部門は必要となっております。

一部事務組合の性質上、市町村との連絡調整やごみの受入れ等、住民サービスを充実させるには官のほうがよりふさわしいと考えておりますので、そういった部分で役割分担が効率的であると考えております。

また、責任の所在についてでございますが、一般廃棄物の処理についてはその処理を民間に委ねていても地方公共団体の責任があると廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されておりますので、組合が責任を持つものと考えております。

構成市町村との職員交流についてでございますが、構成市町村への職員の出 向、派遣などは考えておりませんが、海部地区市町村職員研修協議会の研修を 通じて交流を図るほか、衛生担当課長会議や担当者レベルの会議を定期的に実 施しており、意見交換のできる場を設けております。以上です。

# 〇1番(伊藤恵子君)

最後の質問になります。

計画値が今5年たつと中間なんですけど、ごみの量も少し増えてしまったと

いう現実、それから今の段階で職員数が計画値よりも3名ほど足らないという現状があります。コロナの関係とか、事業系ごみですとかいろいろ要因があると思うんですけれども、一番肝心な令和5年の中間時期にこの中長期計画を見直すという項目が入っておりますので、今の時点で5年目の見直しがされるのか。どういったポイントでこの中長期計画を進めていかれるのか、見直しのポイントについて最後にお聞かせいただきたいと思います。

### 〇総務課長兼出納室長

計画5年目の見直しのポイントについてでございますが、考慮すべきポイントとしては法改正による定年延長に伴いまして段階的に職員の定年が引き上げられますので、人員管理の見直しをする必要があると考えております。

また、ごみ処理施設、し尿処理施設は住民生活に必要不可欠なインフラ施設ですが、稼働開始から20年以上経過しておりますので施設老朽化などによる故障などが発生しております。そのため、事後保全から予防保全に切り替えて、施設の安定稼働が確保できる整備計画を検討しなければならないと考えております。以上です。

#### 〇議 長

次に、3番 真野和久さんの発言を許します。

# 〇3番(真野和久君)

それでは、私のほうからは八穂クリーンセンター余剰電力地産地消プロジェクトについて質問を行いたいと思います。

八穂クリーンセンターでごみ焼却による熱量によって電力、発電をしておりますけれども、当然施設内の電力だけではなくて余剰電力を販売する、特に地域での活用等をしていくことが非常に大事であるというふうに考えています。

そうした中で、今回余剰電力の地産地消プロジェクトということでプロジェクトのプロポーザルが行われました。そういう中で、まずは基本的な質問として、プロジェクトプロポーザルへの参加団体の団体数、また今回契約をされました被特定者と契約に当たった点ですね。優れた点、またほかとの関係での選定結果、またそれと同時にこうした契約に関しては議会の承認は必要ないかについて質問をしたいと思います。

2点目として、被特定者、受注者ですね、その提案を受けて次年度以降、売 電価格や電力調達構想、それから温室効果ガスの排出削減量などの効果につい て、これまでとどういうふうに変わるのかについてお尋ねをします。

それから3点目として、4月1日から、来年度からこれが実施されるわけですけれども、それまでに残されている課題等があれば教えてください。

それから、要旨の4つ目として、今回、電力プロポーザルに関しては電力の 問題だけではなくて環境啓発設備についての展示物の提案等もこの中に入って います。具体的にどんな提案がなされたのか教えてください。特に、啓発設備や展示物等の工事について、また工事期間や完成時期などの予定についても分かれば教えてください。

それから5点目として、環境啓発設備の展示物の提案について、今回提案を求めているわけでありますが、いわゆる一般的な資源循環とかエネルギー循環とか、こうしたものだけではなくて環境事務組合としての取組としては、やはり海部津島地域の特性、特徴を生かしたような啓発内容や展示をしていくことが大切だと思いますけれども、そうした提案がなかったのか。また、組合として、そうした提案は業者に対して行っていかないのかについてお尋ねをします。

### 〇八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

まず1点目でございますが、プロジェクトプロポーザルへの参加団体は幾つ かということでございますが、1社の参加でございました。

被特定者の優れた点でございますが、温室効果ガスの削減効果が特に優れていたものでございます。

随意契約について、議会の承認は必要ないのかということでございますが、 選定結果や随意契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例に規定の契約に該当しないため議会の承認は必要ございませ ん。

被特定者の提案を受け、次年度以降、売電価格、電力調達コスト、温室効果ガス排出量削減などの効果はどう変わるのかということでございますが、次年度以降の売電価格は増となり、電力の供給は燃料費調整が不要になるなど、組合全体では減となることが想定をされております。焼却炉や発電機の運転状況にもよるため、順調に稼働されれば補正予算で対応させていただきます。

温室効果ガスにつきましては、非化石エネルギーである八穂クリーンセンターの電力を新開・上野センターに調達し、外部からの調達も $CO_2$ フリーの電力を供給していただくため、施設稼働電力による $CO_2$ 排出量はゼロとなります。令和3年度の全施設の電力による $CO_2$ の排出量は1,224トンであったため、その分が削減されることとなります。

協議しなければならない課題でございますが、電力の需給について協議事項 はございません。

環境啓発設備及び展示物の提案について、どんな提案がされたのかということでございますが、自ら情報収集をしながらごみ処理の必要性を学べる体験型の展示で能動的に学ぶゲームスタイルが提案されております。

工事の期間、完成時期などの予定でございますが、工事期間は1年を想定しております。完成は令和7年度中の完成を予定しております。

環境啓発設備及び展示物の提案について、海部津島地域の特徴を生かした啓

発内容や展示物の提案はなかったかということでございますが、組合からの要求が、常に環境を意識した事業の推進、環境に優しい事業の実施をコンセプトに地球温暖化対策実行計画や環境方針を踏まえることとしたため、電力地産地消や資源循環の環境学習について提案を求めており、地域の特徴は提案をさせておりません。しかし、現展示は地域の特色を既に紹介しており、企画の提案は協働して取り組むこととしているため、今回のコンセプトを優先した上で地域の特徴の展示を考えていきたいと考えております。以上でございます。

# 〇3番(真野和久君)

それでは、再質問をしたいと思います。

今、結局参加団体は1社ということでした。なかなか参加される会社は少ないという状況ですけれども、特にこうしたプロジェクトプロポーザルというか、こうした契約に関してはできるだけ例えば県内とかの地元の会社があれば、そうしたところと契約をしながら地域への還元をしてほしいところでありますけれども、そうしたことができない状況というのはどういったところにあるのかについて、お尋ねをしたいというふうに思います。

また、もう一点としては、今回、いわゆる一般競争入札ではなくてプロポーザルという形にした経緯ということについても説明をお願いします。

# 〇八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

県内で電力の地産地消をやる業者がなかったかということでございますが、 地元では託送や電気の買取りを行う業者は中部電力や東邦ガスがございますが、 問合せはこちらからはいたしましたが参加しないということでございました。

あとプロポーザルにした経緯でございますが、電力の調達には自己託送方式ですとか小売電気事業者を介した供給という方式の違いがございますし、あと CO<sub>2</sub>の削減に関しましてもそれぞれ独自の方法がございますので、そういった部分が違うのでプロポーザルとさせていただきました。また、環境啓発設備の提案についてもいろんな提案がございますので、そういったところもプロポーザルにした理由でございます。以上です。

#### 〇3番(真野和久君)

最後に、施設展示のほうですけれども、先ほどこの地域の特徴に関して、今 それぞれの市町村の一部内容の展示があるという話も聞きましたが、特に濃尾 平野の低湿地地域の中でのこうした課題というようなことについて、いろいろ と説明することも含めたことが必要だと思いますので、あと自然環境とかね。 そうしたことを協働で取り組んでいく中で一定検討していきたいという話であ りますが、そうしたことを入れていくことについては実施できる可能性はある のかについて、答弁をお願いします。

## 〇八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

業者からの提示は環境教育等を提案させておるものでございますので、そういった自然の特徴ですとか災害については職員のほうで考えていきたいと考えております。以上でございます。

### 〇議 長

これで一般質問を終わります。

続きまして、日程第9、「諸般の報告について」は監査委員から例月出納検査の結果、令和4年10月分から12月分までの各月の一般会計の関係帳簿は正確である。あわせて、地方自治法199条第4項の規定による令和4年度定例監査の結果は、適正に処理されていたと報告がございました。

次に、議案配付に併せて事前の資料配付がされました経過報告の質問はありませんか。

### 〇3番(真野和久君)

1つ目は、12月に起こったピット内での火災に関しては、いわゆる消防署にも支援を依頼するような形で結構大きな形の火災だったんですけれども、こうしたことになった場合はいろんなところで外部に対して情報の提供とかもする必要があると思うんで、ホームページ等に載せるとか、そうしたことは検討がなされなかったのかについて、ぜひそういうことをやってほしいんですけれども、そうしたことを今後やれるかどうかについてお尋ねをしたいと思います。

それから2つ目として、今回リユース品の抽選提供という形で、今までいわゆる環境フェスティバルや何かでも自転車とかやっていましたけど、こういう形になったわけですが、こうした環境フェスティバルなどのようなことをまたやっていくことを考えておられるのかどうかについて、お尋ねをしたいと思います。

# 〇八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

火災の発生に関しましては課長会で報告をしておるところでございますが、 今後につきましては組合のホームページで載せていくように検討していきます。 リユース品の抽選提供でございますが、今後も引き続きやっていこうと考え ております。

#### 〇3番(真野和久君)

環境フェスティバルのような、そうした企画としてはまた元へ戻してやっていくようなことは今のところまだあれですか。その辺についてはどうでしょうか。

# 〇八穂クリーンセンター所長兼環境対策室長

今のところは、人を集めてイベントをするということは考えてございません。 以上でございます。

## 〇議 長

質疑も尽きたようでありますから、これをもって経過報告を終わります。

以上をもちまして、本会議に付議された案件は全部議了されました。

閉会を宣するに当たり、管理者からの発言を求められておりますので、これ を許します。

# 〇管理者(弥富市長)

閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りありがとうございました。提案いたしました案件につきましても御議決をいただきましてありがとうございます。

まだまだ寒い日が続きますが、議員各位におかれましてはどうぞ御自愛いただきまして、それぞれのお立場で御活躍をされますようお祈り申し上げますとともに、本組合事業につきましても御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

# 〇議 長

これをもちまして令和5年第1回海部地区環境事務組合議会定例会を閉会します。

(午後 3時45分 閉会)

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

# 海部地区環境事務組合

JJ	議	会	議	長	八	木	敏	_
,,	时及	7	旺		/ (	//	吗.人	

" 議会議員 松本英隆

# 議会議員 吉田正昭